

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（335））
2. 日時：令和2年6月16日 16時00分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、熊谷管理官補佐、
千明主任安全審査官、服部主任安全審査官※、羽場崎主任安全審査官※、
日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 山田執行役員 電源事業本部 部長（電源土木）他15名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「4条 地震による損傷の防止」及び「5条 津波による損傷の防止」について、6月11日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【地下水位の設定】

- 三次元浸透流解析による3号路北側の防波壁周辺の地盤改良後の影響確認について、解析ケースを明確に説明すること。
- 既設のサブドレーンピット等について、基準地震動 S_s に対して損傷しない根拠を後段規制等で説明すること。

【入力津波の設定プロセス及び結果の妥当性】

- 大津波警報発令時の循環水ポンプ停止運用について、より具体的に説明すること。
- 港湾内の局所的な海面の励起について、水位変動に及ぼす影響を考察した上で、他の局所的な増幅要因も含め入力津波の設定に適切に考慮されていることを説明すること。

- (3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した

旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし